**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年９月22日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第103号**

**高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則**

高知県栄養士法施行細則（昭和41年高知県規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２条第２項」を「次条第２項」に改める

別記第１号様式を次のように改める。

　別記第４号様式を次のように改める。

**附**　**則**

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県栄養士法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県栄養士法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規　則

◎高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則